

当座勘定規程 新旧対照表

(下線部が改定箇所)

改 定 前	改 定 後
<p>当座勘定規定</p> <p>1. ～ 8. (省略)</p> <p>9. (支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。</p> <p>10. ～29. (省略)</p>	<p>当座勘定規程</p> <p>1. ～ 8. (省略)</p> <p>9. (支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(2) 提示された手形、小切手は提示日の 15 時までに当座勘定に受入れまたは振り込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により 15 時以降でも入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p><u>(3)</u> 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。</p> <p>10. ～29. (省略)</p>